

# 交流及び共同学習を進めるために

本県では、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶ交流及び共同学習の取組を推進しています。子どもたちが、これからの共生社会で活躍できる力を身につけられるよう、地域や学校の状況に応じて交流及び共同学習の取組を進めましょう。

## 意義

交流及び共同学習は、障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、社会性や豊かな人間性を育成するうえで、重要な役割をはたしています。また、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

### 障がいのない子どもにとって

障がいについての理解と認識を深め、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ機会となります



### 障がいのある子どもにとって

経験をひろげ、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育む機会となります

## 主な形態

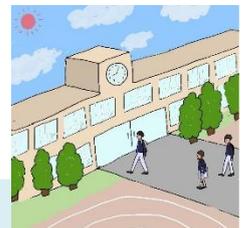
交流及び共同学習には、次のような形態に大別されます。

### 学校間交流

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等と特別支援学校の児童生徒等が交流及び共同学習を行う形態

### 居住地校交流

特別支援学校の児童生徒等が居住地域の小学校、中学校、義務教育学校等へ行き、交流及び共同学習を行う形態



障がいのある子どもと障がいのない子どもが直接一緒に活動する学習形態のほか、作品交換等による間接的な学習形態が考えられます。

### 直接的な活動

- 教科等…音楽、図工、美術、体育生活科、特別活動など
- 行事…運動会、学習発表会など

### 間接的な活動

- 事前・事後学習
- 手紙、感想文、作品の交換
- ビデオレターの交換
- 学校・学級便りの交換

三重県教育委員会 特別支援教育課

連絡先 TEL 059-224-2961

## 進め方



相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があるものと考えられます。「交流」と「共同学習」のそれぞれの側面にどのように視点をあてた活動なのか、各校が教育課程上に適切に位置づけて実施することが大切です。

### ○計画的、組織的、継続的な取組

交流及び共同学習の推進にあたっては、各校において、組織的・計画的に運営し、継続した取組とすることが大切です。

### ○内容・方法の検討

交流及び共同学習の実施にあたっては、両校で情報共有に努め、両校の児童生徒がスムーズに学習できるよう、指導計画書を作成し、共通理解を図ります。安全面に十分留意して計画を立案し、けがや事故につながらぬよう、適切に実施することが大切です。

実施後は、活動の様子を振り返り、学習で気づいたことを整理します。両校児童生徒の感想などを参考に、次回の学習に生かします。

### ○居住地校交流 一日の流れの例（教科等の場合）



## 配慮事項

### ○交流校への送迎等について

居住地校交流における送迎については、保護者の協力が不可欠であり、十分に理解いただいたうえで実施する必要があります。

### ○交流校への教員の引率について

学校間交流、居住地校交流ともに在籍校の教育課程に位置づけて実施することから、原則として在籍校の教員が引率し、適切に指導と支援を行う必要があります。

### ○交流校でのけがや事故等の保障について

在籍校の教育課程に位置づけた活動であることから、けがや事故の場合は、児童生徒等が在籍する学校の責任となります。

### ○休日に実施する交流及び共同学習について

教育課程上に位置づけた活動や指導計画書に沿った内容であることを確認したうえで、各校で適切に判断をお願いします。

### ○個人情報の取扱について

打合せ等、個人情報に関する情報共有が発生する場合がありますが、各校の個人情報の管理に基づき、適切な対応をお願いします。

